

● 公的年金の引き下げに繋がるマクロスライド条項の取り扱いが焦点に

日経新聞 11 月 22 日夕刊一面は、国民年金や厚生年金など公的年金の給付額を抑える「マクロ経済スライド」条項が 2019 年度に発動される公算が大きくなったと報じた。高齢化に伴い、年金給付総額は毎年増加が続いていたが、2004 年に高齢化の進展、平均余命の伸長により増加する年金支給額の自然増に歯止めをかけるため、いわゆる「マクロ経済スライド」条項の仕組みが導入された。しかし、これまで、年金額の圧縮は高齢者の生活の圧迫に繋がる等様々な理由で 2015 年度を除き適用が見送られてきた経緯がある。

しかし、もはやそれも限界にきており、消費者物価指数（CPI）が最新の 2018 年 10 月には前年同月比で 1.4%増となっており、通年でも 1%を超える見通しのこの時期に、マクロ経済スライド条項の創設の趣旨に即して、物価と賃金の伸びよりも年金の支給額を抑えることで、政府は年金財政の持続性を高める方針であるとみられる。年金の給付額は物価と賃金の変化にあわせて毎年改定し、物価と賃金が伸びれば年金の給付額も上げるのが原則であるが、現役世代が将来もらう年金が減りすぎないように年金額の上昇率を抑えるため、2004 年度に導入されたのがマクロ経済スライドの仕組みである。しかし、マクロ経済スライドは物価や賃金が落ち込むデフレ状態では発動しないルールがあり、加えて、物価や賃金が上がってもマクロスライド率を控除した年金支給額が前年より低下する場合には発動されないため、実際に発動されたのはこれまで 15 年度の 1 回のみであった（この年のマクロ経済スライドの調整率は 0.9%）。さらに、厚生労働省は 2018 年度から、マクロ経済スライドが発動されなかった場合でも、その年の減額率を翌年度以降に繰り越す「キャリーオーバー」制度の導入を取り入れており、2019 年度にマクロ経済スライドを発動する場合、2018 年度に適用すべきであったマクロ経済スライドの 0.3%の減額率を給付の抑制額にこの分が加味されるかどうかも焦点となる。

年金額の削減は年金生活者の多い高齢層にとっては、生活の切りつめ全般が必要になる重大問題であり、特に借家居住者にとって、支出ウエイトの大きい家賃負担感を高め、貯蓄の取り崩しにつながる。現在、年金保険料は、厚生年金では標準報酬月額・標準賞与額の 18.3%（事業者負担分を含む）、国民年金の保険料も月々 16900 円を上限として打ち止めとされているが、これも見直しがされることになるかもしれない。さらに高齢者は長期的には年金の所得代替率の低下を織り込んで、これを補完するため、保有する金融資産のより効率的な運用を求められる側面があるが、2025 年には 65 歳以上の高齢者人口の内、約 2 割が認知症に罹患していると見通されており、高齢者の金融資産運用の効率化の実現には多くの障害が予想される。

高齢者個人の実情に応じた、繰り上げ支給等の年金支給年齢の選択肢の多様化、リスクの小さい利用しやすい住宅資産の現金化の仕組み、私的年金メニューの充実等、高齢者の目線に立った制度改革・充実に向けた総点検が必要な時期を迎えている。